

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1 計画策定の背景

---

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行、大規模災害の発生など、わが国を取り巻く環境が大きく変化する中で、豊かな国民生活や経済の発展、地域活力の向上などを実現するためには、交通機能の維持・向上が必要不可欠となっています。

国においては、まちづくりや観光立国の実現等の観点を踏まえて、国、地方公共団体、交通事業者、住民その他の関係者が相互に連携・協働して交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に交通政策基本法が公布・施行されました。

また、平成26年11月には、交通政策基本法を具体化するため、地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行されました。この改正では、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中で、地域の活力を維持・強化するため、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して、面的な公共交通ネットワークを再構築することが定められています。具体的には、地方公共団体は、これまでの地域公共交通総合連携計画に代わり、地域公共交通網形成計画を策定し、交通施策を推進することができます。

本市では、平成23年2月に「真岡市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」を策定し、高齢者をはじめとする交通弱者のニーズに対応するとともに、コンパクトシティ、中心市街地の活性化等のまちづくり、さらに環境問題に資するため、公共交通に関する施策を推進してきました。

この連携計画に基づいて導入した新たな公共交通システム（いちごタクシー、コットベリー号）により、公共交通不便地域が解消され、市内における生活交通手段を確保してきたところですが、今後も運行内容の改善を行い、さらなる利用促進と地域への定着化を図っていくための施策を推進する必要があります。

また、市内の移動だけでなく、市域を越える広域的な移動需要を踏まえ、公共交通機関の相互の連携を推進するとともに、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携を図りながら持続可能な公共交通ネットワークを再構築するために、現在の連携計画を見直し、新たに地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）を策定することにしました。

## 2 計画の目的

---

本計画では、本市の地域公共交通の維持・活性化のため、今後の望ましい地域公共交通のあり方と、取組方針を示すことを目的とします。

## 3 計画の区域・期間

---

### (1) 計画の区域

真岡市全域とします。

ただし、市民の通勤通学、通院、買い物といった日常生活の交通圏や近接市町との連携も視野に置くものとします。

### (2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

#### 4 本市の上位計画・関連計画との関係

本計画は、上位計画である「真岡市第 11 次市勢発展長期計画（H27～H31）」が目指す、人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市「だれもが“ほっと”できるまち真岡」の実現につなげるとともに、人口減少問題を克服し、選ばれるまち真岡市の実現のために策定した「真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「真岡市都市計画マスタープラン」などの各関連計画との整合を図る必要があります。

- 第 11 次市勢発展長期計画の基本構想及び基本計画では、政策 1「くらしやすさが実感できるまちづくり」の中の施策として、「公共交通ネットワークの整備」を掲げています。

##### 第 11 次市勢発展長期計画より抜粋

###### <公共交通ネットワークの整備>

鉄道やバスなどの公共交通機関については、市民生活やまちづくりに不可欠な基盤であり、整備にあたっては、単に採算だけにとどまらず、高齢者などの交通手段の確保や環境への貢献などを考慮し、維持充実に努めます。

公共交通不便地域の解消や中心市街地での周遊性の確保などを図るため、市内全域をカバーするデマンドタクシーである「いちごタクシー」と市街地を循環するコミュニティバスである「コットベリー号」を運行するとともに、基幹公共交通である真岡鐵道とJR水戸線や関東鉄道常総線との連携を強化し、地球環境問題や急速に進行する高齢社会に対応した、総合的な公共交通ネットワークの整備に努めます。

###### (施策の展開)

- ・ 真岡鐵道の利用促進
- ・ 真岡鐵道沿線開発の推進
- ・ 真岡鐵道施設整備の促進
- ・ 真岡鐵道への財政支援
- ・ 真岡鐵道とJR水戸線や関東鉄道常総線との連携の推進
- ・ 生活バス路線の維持確保
- ・ いちごタクシーとコットベリー号の運行及び利用促進
- ・ 市内公共交通機関（真岡鐵道・バス路線・いちごタクシー・コットベリー号）の相互連携の推進
- ・ 地域公共交通網形成計画の策定

###### (市民と行政の役割分担)

- 市民 ・ 公共交通の役割を理解し積極的に利用します。
- 行政 ・ 市民や利用者のニーズを的確に把握し、地球環境問題や急速に進行する高齢社会に対応した総合的な公共交通ネットワークの整備に努めます。

- まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4「安心して暮らしやすい地域をつくる」の施策の基本的方向で、「公共交通ネットワークの整備」について、2事業が位置付けられています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋

事務事業名	事業概要
地域公共交通ネットワークの整備事業 (拡充事業)	交通弱者の移動手段の確保と交通不便地域の解消のため「いちごタクシー」「コットベリー号」を運行するとともに、既存路線バスや真岡線との連携を図り、地域公共交通の利便性を高める。
自転車ネットワーク事業 (新規事業)	安全で快適な自転車利用環境を整備するため、官公庁、学校、病院、商業施設等の生活拠点施設や観光・文化施設等をつなぐ自転車ネットワーク計画を策定し、自転車通行帯や駐輪場を整備する。

- 都市計画マスタープランの第4章地区別構想では、各地区の「交通ネットワークの方針」が明示されています。

都市計画マスタープランより抜粋

(真岡地区の交通ネットワークの方針)

- ・ 中心市街地については、電線類の地中化促進やバリアフリー化の推進、少子高齢化に配慮したコミュニティバスの充実などにより、集約型都市構造の概念に基づき、コンパクトに集約されたまちづくりを推進します。
- ・ 真岡駅東口については、駅前広場の整備充実とともに利用しやすい駐車場の確保により、交通結節点としての機能強化を促進します。

(山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区の交通ネットワークの方針)

- ・ 身近な道路・交通については、通学路の安全確保や緊急車両の通行確保などの地域の要望を踏まえ、市民生活を支える生活道路の整備を図るとともに、少子高齢化に配慮したデマンドタクシーの充実などにより、中心市街地へのアクセス性の確保を図ります。

